

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 小野 雄 作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー
【報告義務発生日】	該当なし
【提出日】	平成23年7月7日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当なし
【提出形態】	該当なし
【変更報告書提出事由】	該当なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ユー・エス・エス
証券コード	4732
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京、名古屋

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	テンプレトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33301、フロリダ州、フォート・ローダデイル、セカンド ストリート、サウスイースト300
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武/弁護士 渡邊 大貴
電話番号	03-5157-2700

2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ(アジア)リミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Limited)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コノートロード8、ザ チャーターハウス 17階
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武/弁護士 渡邊 大貴
電話番号	03-5157-2700

3【提出者(大量保有者)/3】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・インベストメント・マネジメント・リミ テッド (Franklin Templeton Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国 EH3 8BH、スコットランド、エディンバラ、モリソン・ストリート5
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武/弁護士 渡邊 大貴
電話番号	03-5157-2700

4【提出者(大量保有者)/4】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (Templeton Global Advisors Limited)

住所又は本店所在地	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武/弁護士 渡邊 大貴
電話番号	03-5157-2700

5【提出者(大量保有者)/5】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)
住所又は本店所在地	カナダ M2N 0A7, オンタリオ州、トロント、ヤング・ストリート5000
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武/弁護士 渡邊 大貴
電話番号	03-5157-2700

第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成23年6月30日(提出日:平成23年7月6日、変更報告書No.16)
訂正理由	平成23年7月6日付けにて変更報告書No.16を提出いたしましたでしたが、記載に誤りがありましたので以下の通り訂正いたします。(下線部分が訂正箇所)

(訂正前)

<前略>

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

<中略>

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,692,029
新株予約権証券(株)	A	-	H 0
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 0
対象有価証券 カバードワラント	C		J 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		K 0
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M 0
他社株等転換株券	G		N 0
合計(株・口)	O	P	Q 2,692,029

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R	
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S	
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	2,692,029
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	

< 中略 >

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)
テンプレトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)	1,102,594	3.52
フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ(アジア)リ ミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Limited)	381,650	1.22
フランクリン・テンプレトン・インベストメント・マネジメン ト・リミテッド (Franklin Templeton Investment Management Limited)	46,635	0.15
テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (Templeton Global Advisors Limited)	1,061,835	3.39
フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)	97,260	0.31
合 計	2,692,029	8.59

(訂正後)

< 前略 >

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

< 中略 >

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,689,974
新株予約権証券(株)	A	-	H 0
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 0
対象有価証券 カバードワラント	C		J 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		K 0
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M 0
他社株等転換株券	G		N 0
合 計(株・口)	O	P	Q 2,689,974

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R	
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S	
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	<u>2,689,974</u>
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	

< 中略 >

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)
テンプレトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)	1,102,594	3.52
フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ(アジア)リ ミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Limited)	381,650	1.22
フランクリン・テンプレトン・インベストメント・マネジメン ト・リミテッド (Franklin Templeton Investment Management Limited)	46,635	0.15
テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (Templeton Global Advisors Limited)	1,061,835	3.39
フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)	97,260	0.31
合 計	<u>2,689,974</u>	8.59